

特定保健指導業務委託契約書（案）

警察共済組合静岡県支部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療法」という。）に基づき実施する特定保健指導（高齢者医療法第18条に規定する特定保健指導をいう。以下同じ）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）」、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）・令和6年4月厚生労働省健康局」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）・2026年3月厚生労働省保険局」（以下「実施基準等」という。）に基づき、別表1「業務内容表」のとおりとする。

（対象者）

第3条 甲が指定した警察共済組合静岡県支部の組合員を対象とする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年9月7日から令和10年1月31日までとする。ただし、初回面接は令和9年3月31日までに実施すること。

（業務に使用する機器）

第5条 業務に使用する機器については次の各号によるものとする。

- (1) 甲は、乙が所有するタブレット端末等（以下「使用機器」という。）を借受け使用する。
 - (2) 甲は、使用機器を特定保健指導の目的のみに使用し、その他の目的のために使用しない。
 - (3) 甲は、第三者に使用機器を譲渡及び貸出してはならない。
 - (4) 甲は、乙の許可無く使用機器に変更を加えてはならない。
 - (5) 甲は善良なる管理者の注意をもって使用機器を使用・管理する。
 - (6) 甲は、使用機器に隠れた瑕疵を発見した場合には、直ちにその旨を乙に通知し、乙は、乙の費用負担で当該使用機器を修理し、又は瑕疵のない使用機器と交換する。
 - (7) 甲は、使用機器が滅失又は破損した場合は、直ちにその旨を乙に通知し、乙は、修理可能な場合は速やかに修理を行い、修理不能な場合は、代替の使用機器を用意し、滞りなく業務を実施する。
 - (8) その他、タブレット機器を用いた運用については、甲乙双方で協議し、取り決めるものとする。
- 2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により使用機器に損害が生じた場合は、これを負担するものとし、原状回復できない状態にした場合は、使用機器の定価の範囲内でこれを弁償する。それ以外のものについては、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

（使用機器の回収）

第6条 甲は、契約が終了したときは、本契約により借り受けた使用機器を、貸出時の原状に復して速やかに乙に返却するものとする。

2 前項にかかわらず、本契約が解除されたときは、乙は、すべての使用機器を直ちに回収することができる。

（委託費）

第7条 委託業務を行うための費用は、別表2「委託費内訳書」のとおりとする。

（結果報告及び委託費の請求）

第8条 乙は、初回面接終了後及び計画の実績評価終了後に、その結果を取りま

とめ、前条の委託費により算出した金額（以下「請求額」という。）を、甲に請求するものとする。

2 第1項における結果の送付は、厚生労働省の定める電磁的記録様式に基づき、電子データとして作成した結果を、光ディスク又はこれに類する媒体に記録した電磁的記録により提出するものとする。

3 乙は、甲が求めた場合に限り、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて公表した様式に準じる。）等（以下「報告書等」という。）及び指導過程における各種記録類・ワークシート類等を提出するものとする。
（委託費の支払い）

第9条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適正と認めたときは、前条に定める請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、乙に返戻を行うものとする。

3 乙は前項の返戻を受けた場合において、再度審査の上、前条第1項の方法により請求するものとする。
（途中終了時の取扱い）

第10条 特定保健指導期間中に対象者が共済組合の組合員資格を喪失した場合は、甲が乙にその事実を連絡することにより保健指導を中止することとする。

2 特定保健指導の積極的支援を実施中に対象者が利用しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実績に応じた費用を乙に支払うこととする。

3 対象者のうち治療が必要な者は、治療が必要であることを共済組合及び本人に申し伝え、治療するよう本人に促し、必要な場合は保健指導を中止する。

4 第1項から第3項に該当する場合の費用の支払いは、別表2「委託費内訳書」のとおりとする。
（事故及び損害の責任）

第11条 乙が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲に故意又は重過失のない限り、乙がその負担と責任において処理するものとする。

2 前項の場合において、乙に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について乙は甲と協議するものとする。
（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務等の調査）

第13条 甲は健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。
（契約の解除）

第14条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 甲は乙が、次の(1)から(7)のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴

力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

(3) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。
(契約解除の場合における委託費の処理)

第15条 甲が前条の規定により契約を解除した場合の委託費の処理は、甲は委託業務のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(免責)

第17条 特定保健指導当日、警察事案が発生し、受診予定者が受診できなくなった場合(受診予定者全員が受診できなくなった場合を含む。)は、乙は当該受診予定者の特定保健指導料金を甲に請求しないこととする。

(定めのない事項の処理)

第18条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各自が1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
警察共済組合静岡県支部長
久田 誠

(乙)

別表 1

業 務 内 容 表

内 容		
積極的支援	初回面接の形態	
	① 個別面接 1 回（20分以上）又は ② グループ面接（概ね 8 人以下） 1 回（80分以上） ※ 令和 9 年 3 月 31 日までに実施する。	
	3 か月以上の継続的な支援	実施ポイント数
		180ポイント以上
(動機付け支援相当)	3 か月以上の継続的な支援	主な実施形態 【アウトカム評価】 ・ 主要達成目標…腹囲 2 cm ・ 体重 2 kg 減少 ・ 行動変容等を評価 （腹囲 1 cm ・ 体重 1 kg 減少、食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣、その他の生活習慣の改善） 【プロセス評価】 個別支援、グループ支援、電話、電子メール等
		終了時評価の形態
	3 ～ 6 か月後の実績評価を通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施	
(動機付け支援相当)	① 個別面接 1 回（20分以上）又は ② グループ面接（概ね 8 人以下） 1 回（80分以上） ※ 令和 9 年 3 月 31 日までに実施する。	
	3 か月後の実績評価を通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施	

別表 2

委 託 費 内 訳 書

区分		1人当たり単価 (税抜)	支払条件
対面による 支援	積極的支援		・ 初回時の面接による支援終了後に契約金額の4/10を請求する。 ・ 残る6/10（内訳としては3か月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）は、実績評価終了後に請求する。 ・ 3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、契約金額から5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を請求する。
	動機付け支援 (動機付け支援 相当)		・ 初回面接終了後に契約金額の8/10を支払う。 ・ 残る2/10は、実績評価終了後に支払う。
遠隔による 面接	積極的支援		・ 初回時の面接による支援終了後に契約金額の4/10を請求する。 ・ 残る6/10（内訳としては3か月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）は、実績評価終了後に請求する。 ・ 3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、契約金額から5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を請求する。
	動機付け支援 (動機付け支援 相当)		・ 初回面接終了後に契約金額の8/10を支払う。 ・ 残る2/10は、実績評価終了後に支払う。
・ 委託料は上記金額に消費税及び地方消費税額を加算した額（1毛未満切捨て）を単価とする。 ・ 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。 ・ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。			